

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正
について（議案第93号）

子育て施設課

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供に係る連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、連携施設の確保を不要とする。
- (2) 家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難である場合において、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長する。

3 施行期日

公布の日